



山形県公報

平成15年4月1日(火)

号外(30)

目次

規 則

技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則.....(人 事 課)... 1

訓 令

山形県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令.....(同)... 2

規 則

技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年4月1日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県規則第44号

技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員に関する規則(昭和33年4月県規則第22号)の一部を次のように改正する。

第7条の5中「及び鶴岡病院」を削る。

第7条の6及び第7条の7を削り、第7条の8を第7条の6とし、第7条の9から第7条の11までを2条ずつ繰り上げる。

附則第3項中「第7条の11」を「第7条の9」に改める。

附則別表第2中「新高3卒」を「高校3卒」に、「新中卒」を「中学卒」に改める。

別表第5中	5 病院(鶴岡病院を除く。)	(1) 専ら放射線業務(労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)別表第2に掲げる業務をいう。以下同じ。)を補助する業務に従事する職員	3	を
		(2) 専ら病理細菌検査業務を補助する業務に従事する職員	2	
		(3) 看護助手	1	
	6 鶴岡病院	(1) 看護助手	3	
		(2) 常時患者と接することを業とする職員	2	
		(3) (1)及び(2)に掲げる職員以外の職員	1	
	7 総合支庁	(1) 専ら放射線業務を補助する業務に従事する職員	3	
		(2) 専ら病理細菌検査業務を補助する業務に従事する職員	2	
		(3) ダム管理業務に従事する職員	1	

5 総合支庁	(1) 専ら放射線業務(労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)別表第2に掲げる業務をいう。)を補助する業務に従事する職員	3
	(2) 専ら病理細菌検査業務を補助する業務に従事する職員	2
	(3) ダム管理業務に従事する職員	1

に改める。

別表第7中「新高3卒」を「高校3卒」に、「新中卒」を「中学卒」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

山形県訓令第8号

庁 中
出 先 機 関

山形県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年4月1日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

山形県職員被服貸与規程(昭和38年4月県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

別表中	環境保全センター	技術職員	作 業 白 衣	2	1	水質部の技術職員に限る。	を
			作 業 服	1	2		
			ゴ ム 長 ぐ つ	1	2		
			安 全 ぐ つ	1	2		

環境科学研究センター	技術職員	作 業 白 衣	2	1	水環境部の技術職員に限る。	に改め、同表
		作 業 服	1	2		
		ゴ ム 長 ぐ つ	1	2		
		安 全 ぐ つ	1	2		

福祉相談センター及び庄内児童相談所の項中

	三 角 布	2	1		を
--	-------	---	---	--	---

	作業帽又は三角布	2	1		に改め、同表児童福祉施設
--	----------	---	---	--	--------------

の項中		三 角 布	2	1		を
-----	--	-------	---	---	--	---

	作業帽又は三角布	2	1		に改め、同表総合療育訓練
--	----------	---	---	--	--------------

センターの項中

	三角布	2	1	
	作業服	2	2	

を

	作業帽又は三角布	2	1	
	作業服	2	2	

に、

言語療法士を言語聴覚士に、

栄養士

	三角布	2	1	
	作業白衣	2	2	

を

栄養士

	調理帽又は三角布	2	1	
	作業白衣	2	2	

に、

	看護帽	1	1	
	三角布	2	1	

を

	看護帽	1	1	
	作業帽又は三角布	2	1	

に改め、同表点字図書館の

項及び病院の項を削り、同表中

産業政策課	鉱害防止工事指導及び地下資源開発調査に専ら従事する職員
計量検定所	計量業務に従事する職員

を

産業政策課	鉱害防止工事指導及び地下資源開発調査に専ら従事する職員
	計量業務に従事する職員

に改め、

同表産業技術短期大学校並びに高等技術専門校及び職業能力開発専門校の項中

講師及び指導員	(1) 情報制御システム科及び情報管理システム科	作業帽	1	1	を
		作業服	1	1	
		作業ぐつ	1	1	
	(2) 理容科	作業白衣	2	2	
		作業ぐつ	1	1	
	(3) (1)及び(2)に掲げる訓練科以外の訓練科	作業帽	1	1	
		作業服	2	1	
		作業ぐつ	1	1	
		ゴム長ぐつ	1	1	

自動車科の職員に限る。

講師及び指導員	(1) 情報制御システム科、情報管理システム科及び産業情報専攻科	作業帽	1	1	に改め、同表総合支
		作業服	1	1	
		作業ぐつ	1	1	
	(2) (1)に掲げる訓練科以外の訓練科	作業帽	1	1	自動車科の職員に限る。
		作業服	2	1	
		作業ぐつ	1	1	
		ゴム長ぐつ	1	1	

庁の項中	農業改良普及員	作業帽	1	2	を
		作業服	1	1	
防寒衣		1	3		
雨外とう		1	3		
ゴム長ぐつ		1	2		
	生活改良普及員	三角布	2	2	
		作業白衣	2	2	
		作業服	1	2	
		ゴム長ぐつ	1	2	

改良普及員	作業帽	1	2	農産加工指導業務に従事する職員に限る。	に改める。	
		三角布	2			2
	作業服	1	1			農産加工指導業務に従事する職員に限る。
		作業白衣	2			
	防寒衣	1	3			
		雨外とう	1			3
ゴム長ぐつ	1	2				

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。